

第 5 章 地区本部支部

(支部の設立)

- 第 1 条 ① 総本部以外に希望・申し出により支部を設立することが出来る、この場合は一般社団法人日本歌謡協会〇〇支部若しくは日本歌謡協会〇〇県本部〇〇支部と称呼する事が出来る。
- ② 支部又は県本部を設立するには総本部理事会の承認を必要とする。
- ③ 各支部との通信・連絡費用として年間 2 万円の支部費、又は一般会員費人数分を協会に納入する事を要する。

(支部の責任)

- 第 2 条 ① 各支部は本会則を遵守し、且つ総本部理事会の決定事項に就いてはこれに従わなければならない。
- ② 総本部と支部間の連絡通信は第 3 章第 2 条⑤項の担当者が当たると共に、支部からの通信費等については支部がこれを負担することを建前とする。
- ③ 会報・機関紙等の発行諸費用を支部にも分担してもらう事がある、この場合は事前協議を前提とする。

(連帯義務及び禁止事項)

- 第 3 条 ① 各支部は第 1 章第 2 条に於ける本協会の目的を充分認識し各地区の融和を計り、本部支部相携え歌謡の振興・社会への貢献、並びに協会発展のために尽くさなければならない。
- ② 次の各号に示す各行為を禁止する。
- 1、協会支部の名称を勢力争いの具に供すること。
 - 2、他の歌謡団体等の確執に当協会の名を使用すること。